

大阪狭山市広告入り窓口封筒に関する広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大阪狭山市広告入り窓口封筒（以下「窓口封筒」という。）の無償提供に関する基準として定めるものであり、窓口封筒への広告掲載の可否はこの基準に基づき判断を行うものとする。

(広告の取扱者)

第2条 窓口封筒に掲載する広告を取扱うことができるものは、市が決定した窓口封筒の無償提供者に限るものとする。

- 2 無償提供者は、広告の掲載について事前に市と協議し、市の承認を受けるものとする。
- 3 無償提供者は、掲載の可否にかかわらず広告の内容及び広告の取扱いに関して問題が生じたときは、責任と誠意を持って直ちに解決に努めるものとする。ただし、市の指示により掲載する市の情報等についてはこの限りでない。
- 4 広告欄には広告主の名称及び連絡先を記載するものとし、市は広告に関する問い合わせ等には一切応じないものとする。ただし、市の指示により掲載する市の情報等についてはこの限りでない。

(期間)

第3条 前条第1項における広告を取り扱うことができる期間は、無償提供者と市により締結する確認書の有効期間とする。また、前条第3項における期間は、生じた問題が解決するまでの期間とする。

(広告内容に関する基本的な考え方)

第4条 窓口封筒に掲載する広告は、社会的に信用度が高く誤解を招かない情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告審査における基本的な考え方)

第4条の2 広告掲載の可否を審査するにおいて、本基準はもとより関係法令等の規定、市民及び市内事業者への影響、公共性、公益性、社会通念、及び社会経済状況等に十分配慮したうえで、合理的かつ柔軟な解釈並びに適用を行うものとする。

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 私企業のうち市内に事業所等を有するもの、国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告

(2) 前号に該当しないものの広告

(掲載広告基準)

第6条 窓口封筒に掲載する広告は、次に掲げる広告主又は広告内容のものは取り扱わないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 別表第1に掲げる公の秩序を乱すもの、善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (9) 当該広告事業の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) 市の窓口業務の円滑な運営に支障をきたすもの
- (11) 別表第2に掲げる消費者被害の予防及び拡大防止の観点から適当でないもの
- (12) 別表第3に掲げる青少年保護及び健全育成の観点から適当でないもの
- (13) 大阪狭山市暴力団排除条例(平成25年大阪狭山市条例第4号)第10条に規定する暴力団を利用することとなるもの
- (14) その他掲載を行う広告として市長が適当でないと認めるもの

(規制する業種又は事業者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により、風俗営業と規定される業種及びこれに類するもの
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルに関するもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業務を行う事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き中又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中の事業者
- (12) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年10月大阪狭山市条例第4号）の排除対象となっているもの
- (15) 本市の市税等を滞納しているもの
- (16) 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57条）で、連鎖販売取引と規定されるもの
- (17) 本市から指名停止処分、その他不利益処分をうけているもの
- (18) その他広告として掲載することが不適当とみとめられるもの

（その他）

第8条 この基準に定めるもののほか、窓口封筒の広告掲載に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成29年11月9日から施行する。

別表第1（第6条第2号関係）

1	広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享樂的な面を強調するもの
2	風紀上好ましくない表現のあるもの、風紀上好ましくない施設の営業広告、風俗営業及び風俗関連の営業広告並びに人事募集
3	結婚の相手を探すこと、男女間の交際を仲介することを目的としたもので、封筒の利用者に迷惑をかけるおそれがあるもの
4	脅迫、暴力、その他犯罪行為を示唆し、又は誘発する恐れのあるもの
5	広告の目的が詐欺的なものと認められるもの又は正当な取引と認められないもの
6	自己の優位性を強調するために他を中傷したり、引き合いにしたもの
7	封筒の利用者に広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のもの
8	他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は不快な印象を与えるもの

9	表現が誇大で事実と異なるもの
10	広告内容が利用者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの

別表第2（第6条第11号関係）

1	誇大な表現又は誤認を招く表現。ただし、根拠となる資料がある場合はこの限りでない。
2	射幸心を著しくあおる表現
3	労働基準法等関係法令に違反する人材募集
4	虚偽の内容を表示するもの
5	法令等で認められていない業種、商法、商品
6	国家資格等に基づかない者が行う療法等
7	責任の所在が明確でないもの
8	文字の大きさが、見やすい大きさでないもの
9	消費者にとって分かりやすい表現でないもの
10	国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

別表第3（第6条第12号関係）

1	水着姿、裸体姿など広告内容に無関係又は必然性のないもの。ただし、出品作品の一例その他広告内容に関連するために表示する必要がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
2	暴力及び犯罪を肯定し、又は助長するような表現
3	残酷な描写その他善良な風俗に反するような表現
4	暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
5	ギャンブル等を肯定するもの
6	青少年の人体、心身、教育に有害なもの
7	その他大阪府青少年健全育成条例で規制するもの